

国と県の学費支援制度のご案内

(私立高校等・在校生用)

1 制度の概要

(1) 高等学校等就学支援金制度(国の制度)

私立高等学校等に通う生徒に対して、家庭の収入状況に応じて、授業料を軽減する制度です。

(2) 授業料等軽減補助金制度(県の制度)

県が就学支援金に上乗せして助成することにより、授業料及び施設整備費・実習費などの実質的に授業料に相当する費用(以下、「授業料等」と言います)や入学時納入金を軽減する制度です。

就学支援金及び授業料等軽減補助金は、学校に支給され、生徒の授業料等に充当(相殺)されます。生徒に直接お渡しするものではありませんので、御注意下さい。

2 支援の対象となる方

生徒の親権者全員※1の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額の合算額※2に応じて、次の表のとおり軽減されます。

親権者全員の所得割額合算額	毎月の授業料等から軽減される額	そのうちの就学支援金の額	毎月の生徒負担額
① 0円(非課税)	授業料等の全額	(24,750円)	0円
② 85,500円未満	授業料等の2/3	(19,800円)	授業料等の1/3
③ 257,500円未満	14,850円	(14,850円)	[授業料等 - 14,850]円
④ 507,000円未満	9,900円	(9,900円)	[授業料等 - 9,900]円
⑤ 507,000円以上	【対象外】		授業料等の全額

※1 支給の判定基準となる者について

- ◎ 支給判定は、親権者全員の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額の年額を合算して行います。ただし、
 - ア 親権者不在の場合、未成年後見人全員の所得割額を合算して判定します。
 - イ 未成年後見人も不在の場合、「主たる生計維持者(=生徒を扶養している方)」の所得割額で判定します。
 - ウ 主たる生計維持者も存在しない場合、生徒本人の所得割額で判定します。

※2 支給の判定基準について

- ◎ 平成29年度の支給判定については、市町村民税所得割額の年額をもとに行いましたが、平成30年度の支給判定は、市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の年額を合算して判定を行います。

3 提出書類

【1】就学支援金を受給中の生徒

ア 収入状況届出書【B】

- ・二重線の枠内及び【B】標記のある太線枠内を記入してください。
- ※ 申請書内の【3. 確認事項】にチェックを入れることで、授業料等軽減補助金についても申請したこととなります。特段の理由がない限り、全員チェックをお願いします。

イ 親権者全員の平成30年度市町村民税・道府県民税課税額の確認書類

- ・次のうちいずれかを提出してください。(コピーでも可)
- ① 市町村民税・県民税課税証明書
- ② 市町村民税・県民税納税通知書
- ③ 市町村民税・県民税特別徴収税額決定通知書(給与所得者で収入が勤務先のみの場合)
- ④ 生活保護受給証明書(平成30年1月1日時点で『生活扶助』を受けていることが分かる証明書)

【2】就学支援金の支給を受けていない生徒

(1) 所得割額の合算額が 0円～507,000円未満 の世帯

ア 受給資格認定申請書【A】

- ・ 二重線の枠内及び【A】標記のある太線枠内を記入してください。
- ※ 申請書内の【3. 確認事項】にチェックを入れることで、授業料等軽減補助金についても申請したこととなります。特段の理由のない限り、全員チェックをお願いします。

イ 親権者全員の平成30年度市町村民税・道府県民税課税額の確認書類

- ・ 次のうちいずれかを提出してください。(コピーでも可)
 - ① 市町村民税・県民税課税証明書
 - ② 市町村民税・県民税納税通知書
 - ③ 市町村民税・県民税特別徴収税額決定通知書(給与所得者で収入が勤務先のみの場合)
 - ④ 生活保護受給証明書(平成30年1月1日時点で『生活扶助』を受けていることが分かる証明書)

ウ (前歴のある方のみ) 高等学校等就学支援金受給資格消滅通知書

- ・ 過去に高等学校等に在学していたことがある場合のみ提出してください。

(2) 所得割額の合算額が 507,000円以上 の世帯

ア 辞退届出書【C】

- ・ 【C】ボックスにチェックを入れ、二重線の枠内を記入して提出してください。

4 留意事項

- 就学支援金を受給中の生徒が『収入状況届出書【B】』を提出しない場合、支払の一時差し止めが行われる場合があります。原則として遡っての支給はできませんので、必ず期限までに提出してください。
- 手続き後に税額変更や死亡、離婚、養子縁組などによる親権者の変更があった場合は、速やかに学校に申出てください。支給額が変更される場合があります。
- 税の申告を行っていないため、市町村民税所得割額・道府県民税所得割額が確認できない場合は、支給できません。収入がない場合も必ず税の申告を行ってください。
- 失職等により収入が激減した場合、特別に授業料等を軽減する制度があります。詳しくは学校にお尋ねください。

5 Q&A

Q1 父母が死亡したため親権者がいませんが、祖母が生活費を出しているため、祖母の課税確認書類を提出すればいいですか？

- 親権者がいない場合は未成年後見人、未成年後見人がいない場合は主たる生計維持者(=生徒を扶養している方)の課税額で判断します。

Q2 1人親家庭(母子)ですが、先日、母が再婚しました。課税確認書類は、母と継父のものを提出すれば良いですか？

- 再婚した場合、養子縁組をしなければ、再婚相手に親権が付与されません。ですので、再婚に伴い養子縁組をしていれば、母と継父の課税確認書類を、養子縁組をしていなければ、母の課税額確認書類を提出してください。

Q3 父親が海外勤務ですが、住民票を海外に移し、税金の確定申告なども海外で済ませています。母親は専業主婦で、非課税扱いです。この場合、支給は受けられますか？

- 日本国内に在住している親権者(母親)のみの課税額で判断します。なお、この場合、支給額は一律9,900円/月となります。(14,850円以上の支給には、課税基準日(各年1月1日)に、親権者2人とも日本国内に住所を有していることが条件となるため。)

Q4 現在、児童福祉施設に入所しています。所得確認対象者は、どの者になりますか？

- 児童福祉施設、児童相談所等へ入所している場合でも、親権者が存在すれば、親権者の課税確認書類を提出していただくことになります。(親権者が存在するものの、DV・児童虐待等のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合や失踪・養育放棄等により接触することができない場合など、家庭の状況によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合を除く)